

建設産業短期資金

1 融資の対象

県内に事業所を有し、建設業又は土木建築サービス業に属する事業を営む中小企業者及び中小企業者でもって組織する組合

2 融資の条件 すべての融資に保証協会の保証を必要とします。

資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
運転資金	2,000 万円 <u>工事代金等返済財源を 特定したものに限る。</u>	1 年以内	年 2.45% <u>特定中小企業者(※)</u> 1～6 号年 2.30% 7・8 号年 2.45%	年 0.35～1.72% (割引有) <u>特定中小企業者(※)</u> 1～4・6 号年 0.80% 5・7・8 号年 0.70%

3 添付書類

○工事代金など返済財源が確認できる書類

○その他にも書類が必要な場合があります。詳しくは窓口にお問い合わせ下さい。

4 融資申込窓口：金融機関と信用保証協会が取り扱い窓口となっています。

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、愛媛県信用保証協会

※特定中小企業者

信用保険法第2条第5項1号～8号のいずれかの規定に基づき、市町長の認定を受けた中小企業者及び組合

- 1 号：大型倒産発生により影響を受ける方
- 2 号：取引先企業のリストラ等により影響を受ける方
- 3 号：突発的災害（事故等）により影響を受ける方
- 4 号：突発的災害（自然災害等）により影響を受ける方
- 5 号：全国的に業況の悪化している業種に属する方
- 6 号：取引金融機関の破綻により資金繰りが悪化している方
- 7 号：金融機関の相当程度の合理化に伴って借入が減少している方
- 8 号：(株)整理回収機構等に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業再生の可能性があるかと判断される方

詳細については中小企業庁の HP をご覧ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.html

(令和8年 10 月1日現在)